

刑事手続の流れ概要

第1 刑事手続

1 意義

殺人や窃盗など、何らかの犯罪が発生した場合、その罪を犯した人には罪の重さに応じた**適正な刑罰**を科さなければならず、真の犯人に**適正な科刑**を行うための一連の手続が、「**刑事手続**」です。

2 適正手続の保障

人権保障の観点から、真の犯人でない者に刑罰を科すことは当然許されませんし、また、権力の恣意的行使も防がなくてはなりません。そこで、日本国憲法は、法律で定められた手続によらなければ刑罰を科すことができないと定めており、これを受けて、刑罰を科すための具体的な手続は主に**刑事訴訟法**に規定されています。

刑事手続の典型的な流れは、資料1のとおりで、「**捜査**」の段階と、「**公判(裁判)**」の段階に大きく分けることができます。

そして、この捜査と公判とをつなぐのは、「**起訴(公訴)**」の手続であり、起訴がなされなければ裁判は行われません。

3 刑事手続に関係する機関・人などの名称と意味

(1) 被疑者・被告人

何らかの犯罪が発生した場合に、その犯人として捜査の対象となった者(罪を犯した疑いのある者)のことを**被疑者**と呼びます。その後、起訴されて公判の段階になると、**被告人**と呼ばれます。

(2) 捜査機関(警察等・検察官)

犯罪が発生した場合に、まず捜査を行う**警察等**の機関は「**第一次捜査機関**」と呼ばれます。

警察等は、事件を検察官に送致し、その後は警察等と**検察官**が協力して捜査を行います。起訴・不起訴の処分権限を有するのは原則として検察官ですが、検察審査会の2度にわたる審査を経て起訴議決がなされた場合をその例外とする制度が、2009年5月までに導入されることになっています。

検察官は、起訴・不起訴の判断をする前提として、適正・効果的な捜査が行われるように、警察等に対する指示や指揮をすることができます。

(3) 裁判所

裁判官は、当事者である検察官、被告人やその弁護人の訴訟活動を指揮・整理するなど裁判手続を主宰するとともに、証拠に基づいて事実を認定し、判決を宣告するなど、公判において重要な役割を担います。

また、捜査段階においても、捜査機関の請求により、逮捕状や搜索差押令状を発付するなど、捜査が法律に従って行われるように審査します。

裁判員は、第一審の公判において、裁判官と話し合っ有罪・無罪の判断、量刑の判断を行うとともに、判決の宣告に立ち会いますが、法律の解釈、令状に関する判断や訴訟指揮などは行いません。

(4) 弁護人

弁護人は、選任されて、被疑者・被告人の正当な権利を守る任務を負う者です。

被告人が弁護人を依頼することは、憲法で認められた権利で、自分で依頼することができないときは、**国選弁護人**が選任されることとされています。

また、被疑者の段階、つまり捜査の段階からの**国選弁護制度**が導入されています。具体的には、2006年10月から、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」について被疑者に対する**国選弁護制度**が導入されており、その後2年半を超えない期間内に「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」にこれが拡大されることになっています。

第2 捜査手続

1 手続の流れ

まずは第一次捜査機関と呼ばれる警察等の機関が捜査を行い、その後事件が検察官に送致されてからは、検察官が警察等に必要な指示等を行いながら協力して捜査を遂行し、検察官が起訴・不起訴の処分を行うことについては、既に述べたとおりです。

検察官が扱う事件の大部分は、警察から送致されるものですので、警察が第一次捜査機関として捜査した場合を典型例として説明しますが、手続の大きな流れは、資料2のようになります。

なお、検察官は、警察等から事件の送致を受けるばかりでなく、単独でも必要なすべての捜査を行うことができます。例えば、東京地検特捜部等が行う捜査はその一例です。

2 警察等の段階

世の中で犯罪が行われていても、それが捜査機関の知るところとならなければ、捜査活動は始まりません。

つまり、犯罪を目撃した人の通報、被害者による届出等により、警察が捜査を開始しますが、この通報や届出を「捜査の端緒」と呼びます。

捜査の端緒を得て捜査を開始した警察は、「証拠の発見、収集、保全」を行い、これと並行して「犯人の特定と発見」に努めます。

証拠の発見等は、目撃者や被害者等からの事情聴取（取調べ）、証拠品などがあると思われる場所の搜索、発見した証拠品の差押え、証拠品についての血痕等の鑑定、犯行現場等の検証や実況見分等の捜査を通じて行われます。

搜索・差押えや鑑定等、国民の権利を制限するような捜査（強制捜査）は、裁判官の発付する令状に基づかなければ行うことができません。

他方、被害者等からの事情聴取や、被害者等が自発的に提出（任意提出）した証拠品を受領・保管することなどは、任意捜査であり、令状は不要です。

捜査のある段階で、犯人である疑いの強い者（被疑者）を特定できた場合、必要があればその被疑者を逮捕して捜査を継続します。

逮捕には、あらかじめ裁判官が発付した逮捕状に基づいて行う通常逮捕のほか、現行犯逮捕、緊急逮捕があります。

逮捕をした場合でも、逮捕をしなかった場合でも、警察は事件を検察官へと送致します。

3 検察官の段階

検察官は、事件の送致を受けると、その段階で発見・収集された証拠の内容を検討し、起訴・不起訴を判断するために不十分であれば、更なる捜査を警察に指示するなどします。

送致の段階で更なる捜査が必要な場合で、かつ被疑者が逮捕されている場合は、検察官は必要に応じて被疑者の身体を拘束（勾留）するよう裁判官に請求します。

裁判官は、被疑者が住所不定であったり、証拠隠滅する疑いがあったり、逃亡する疑いがある場合には、被疑者を勾留することができます。

検察官は、警察と協力して十分な捜査を行い、起訴・不起訴の処分をします。

第3 逮捕後の手続

1 裁判員裁判の対象となる重大事件の捜査においては、被疑者を逮捕・勾留するケースが多いと思われるので、逮捕後の手続についてもう少し詳しく説明します（資料3）。

2 逮捕から送致まで

司法警察員（警察官）が被疑者を逮捕した場合、すぐに犯罪事実の要旨（どんな罪を犯したということ逮捕されたのか）と弁護人を選任する権利があることを告げた上で、弁解の機会を与えなければなりません（弁解録取手続）。

その上で、被疑者の身体を拘束が必要だと判断した場合、司法警察員は、逮捕から**48時間以内**に被疑者を書類や証拠物とともに**検察官に送致**しなければなりません。

なお、刑事訴訟法上、警察官は司法警察員と司法巡査に分けられていますが、弁解録取及び検察官送致を行うことができるのは司法警察員の身分を有する警察官だけです。司法巡査が被疑者を逮捕したときは、すぐに司法警察員に引き渡さなければなりません（引致）。

3 送致から勾留請求まで

司法警察員から送致を受けた検察官は、すぐに被疑者に弁護人選任権を告げるなどした上で弁解の機会を与え（弁解録取手続）、事件の内容や証拠関係を検討するとともに、被疑者の身体の自由の拘束を継続する必要があるかどうか検討します。

その結果、直ちに被疑者を起訴することができるのであれば起訴しますが、被疑者を拘束したまま更に捜査を行う必要があると判断した場合は、裁判官に勾留を請求します。

これらの判断は、送致を受けてから24時間以内、逮捕からは72時間以内に行わなければなりません。

起訴も勾留請求もしないのであれば、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。

4 勾留の期間

検察官の勾留請求を受け、勾留が必要だと判断した場合、裁判官は、10日間の拘束を認める勾留決定をします。

検察官は、原則として、この10日間で起訴・不起訴の判断をしなければなりません。やむを得ない事情がある場合は10日を上限として勾留の延長を裁判官に請求することができます。裁判官は、請求に理由があれば10日を上限として勾留の延長を決定することができます。

こうして、最長で合計20日間の勾留が認められますが、それ以上の延長は許されておらず、検察官は、この期間内に起訴を行わない場合、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。

5 接見（接見禁止と弁護人の接見）

逮捕・勾留された被疑者は、弁護人又は弁護人になろうとする者と会い、書類等の受け渡しをすることができます（接見）。

勾留された被疑者は、弁護人以外の者とも接見等できますが、証拠の隠滅や逃亡を疑う相当な理由がある場合は、検察官の請求により、裁判官が弁護人等以外の者との接見を禁止することができます。

第4 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認められるときは、最初の公判期日の前に、公判前整理手続が行われます。

公判前整理手続では、検察官と弁護人の主張を聴き、真に争いがある点（争点）はどこかを明確化し、裁判所、検察官、弁護人が一緒になって、争点を立証するためにはどのような証拠が必要か、それらの証拠をどのような方法で調べるのが相当か、などを検討します。そして、公判の日程をどうするか、証拠調べにはどのくらいの時間を当てるか、証人はいつ尋問するかなど、判決までのスケジュールを立てます。この手続を行うことによって、短い期間で争点に集中した充実した審理ができるようになります。

裁判員裁判の対象事件では、必ず公判前整理手続が行われることとされています。

第5 公判手続の概要

1 被告人には、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利が憲法によって認められています。ですから、公判手続は公開の法廷で行われます。

公判の手続は、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、判決の四段階に大きく分けることができます（資料4）。

なお、公判には裁判官、裁判所書記官、検察官が出席することとされていますし、原則として被告人が出頭しなければ法廷を開けないことになっています。

また、一定の重大事件（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）については、弁護人も出頭しなければ法廷を開くことはできません。加えて、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件についても、弁護人の出頭が必要とされています。

2 冒頭手続

- (1) 主に「誰が、いつ、どこで、どのような犯罪を行ったことに関する裁判を行うのか」ということを明らかにしようとする手続です。
- (2) 「人定質問」は、裁判長が被告人に対して氏名や本籍地・住所地等を質問し、出廷している被告人が誰であることを確認する手続です。
この手続により、起訴状に記載されたとおりの被告人が出廷していることを確認します。
- (3) その後、検察官が「起訴状朗読」、つまり、被告人がどのような犯罪行為を行ったものとして起訴されているのかを記載した書面の音読を行い、「被告人が、いつ、どこで、どのようなことを行い、その行為が何罪に該当するとして起訴されているのか」を述べることで、これから行う裁判の対象を明示します。
なお、起訴状は、公訴提起の時点で裁判所に提出され、遅滞なく裁判所から被告人に起訴状の謄本が送達されるので、裁判官、被告人とも公判の前に起訴状の内容を知ることができます。
- (4) 起訴状の朗読によって裁判の対象が明らかになると、裁判長は、被告人に対し、**黙秘権等の権利**があることを告知します。
- (5) そして、被告人と弁護人に対し、起訴状に書かれた事実に間違いがないかどうか、つまり、被告人が起訴状に書かれた犯罪を行ったかどうかを質問するなどして、被告人らに事件に関する陳述の機会を与えます。

3 証拠調べ手続

刑事裁判においては、**検察官が証明責任を負う**、つまり検察官が証拠によって犯罪の証明を行う責任を負うとされており、もし検察官による犯罪の証明が不十分であれば、裁判所は無罪の判決を下さなければならないこととなっています。

(1) 冒頭陳述

まず、証明責任を負う検察官が、「これから証拠によって証明しようとする事実」を述べるのですが、これを検察官による**冒頭陳述**と呼びます。

通常、起訴状には、被告人が行ったとされる犯罪に該当する具体的な行為のみを必要最小限度記載する（例えば「何月何日、どこで、被害者Vの胸部を包丁で2回突き刺し、その場で直ちに外傷性ショックにより死亡させた。」など）のに対して、冒頭陳述では、犯行の動機や計画性、犯行の具体的な状況、犯行前後の行動等**犯罪事実に関連する事実**に加え、被告人の生い立ちや生活状況等、量刑の判断に必要な事情（**情状**）まで、証拠によって証明する予定の事実を広く記載します。

また、従来は**被告人側の冒頭陳述**が行われることは大変まれでしたが、2004年の刑事訴訟法改正により、公判前整理手続が行われた事件について、事実上及び法律上の主張がある場合には、検察官の冒頭陳述に引き続いて、被告人又は弁護人が主張を明らかにしなければならぬこととされました。

裁判員裁判の対象事件では、必ず公判前整理手続が行われますから、この被告人側の冒頭陳述が行われることとなります。

なお、検察官・被告人側の冒頭陳述は、いずれも「証拠により証明すべき事実」を述べなければなりませんから、証拠によって証明することができない事実又は証明する予定のない事実で、しかも裁判官に偏見又は予断を抱かせる事実は、冒頭陳述で述べることはできないこととなっています。

(2) 証拠調べの請求、証拠調べの実施

冒頭陳述の後、検察官が証拠調べの請求をします。

証拠は、犯罪事実やこれに関連する事実を証明するためのものばかりでなく、情状を証明するためのものもあります。

証拠には、大きく分けて **証拠物（物証）**、**証拠書類（書証）**、**証人（人証）**があります。

そして、**物証**とは、犯行に使われた包丁等であり、**書証**とは、被害者の供述調書、実況見分調書、鑑定書等であり、**人証**とは例えば、被害者本人や目撃者本人等です。

検察官の証拠調べ請求があると、裁判所は、被告人側の意見を聞いた上で、証拠として取り調べるか否かを決定します。

検察官の証拠調べ請求に続いて、被告人側も証拠調べ請求を行うことができ、その場合は検察官が同じように意見を述べます。

裁判所が証拠として取り調べることを決定した場合、法廷において証拠調べを実施しますが、物証は「展示」により、書証は「朗読」により、人証は「尋問」により行うのが原則です。

ただし、書証については、裁判長が訴訟関係人の意見を聴き相当と認めた場合に限り「要旨の告知（要点だけを説明する方法）」によることができます。

なお、証拠のうち、被告人の自白を記載した供述書・供述調書及び被告人の自白を内容とする第三者の伝聞供述の証拠調べについては、他のすべての証拠についての証拠調べが終わった後に行うこととされています。また、被告人が自分の意思で供述を行う場合には、**被告人質問**における被告人の供述も証拠となります。

4 弁論手続

証拠調べ手続が終わると、検察官、被告人側が、それぞれ事件に関する意見を述べます（弁論手続）。

「事件に関する意見」というのは、有罪か無罪かという点、犯罪の悪質性や被告人の更生可能性等情状に関する点、有罪だとすれば、どれくらいの刑に処すべきかという点に関する意見です。

検察官の述べる意見は、「**論告**」と呼ばれ、刑の重さに関する意見（「被告人を、懲役何年に処すべき」などの部分）は特に「**求刑**」と呼ばれます。

他方、弁護人の述べる意見は、「**弁論**」と呼ばれます。

被告人側が「有罪である」と認めて争わない場合、論告も弁論も情状に関する意見が中心となります。その場合、弁論では、「被告人を何年に処すべき」などと具体的な年数を述べることはなく、「検察官の求刑は重すぎるので、もっと軽くすべき」とか「執行猶予にすべき」などと述べるにとどまるのが普通です。

5 評議・評決

合議事件においては、裁判官は、証拠調べの結果や当事者の主張を踏まえ、事件の内容について議論をして、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするのかを話し合います。これを「**評議**」といいます。審理の途中に評議が行われることもあります。

議論を尽くしても、意見の全員一致を得られなかったときは、多数決により評決します。

裁判員裁判では、裁判員も評議に加わります。

裁判官は、評議が裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなどします。

評決において、裁判員の意見は裁判官の意見と同じ重みを持ちます。ただし、被告人に不利な判断をする場合には、裁判員だけあるいは裁判官だけによる意見では結論を決めることはできず、裁判員、裁判官のそれぞれ1人以上が賛成している必要があります。

6 判決

有罪・無罪の判決は、裁判官（合議事件においては、3人の裁判官で構成される「**裁判所**」）が行います。

裁判員裁判では、裁判官と裁判員で構成される「**合議体**」によって判決が行われます。

有罪・無罪の判決が行われると、その審級における裁判が終わります。

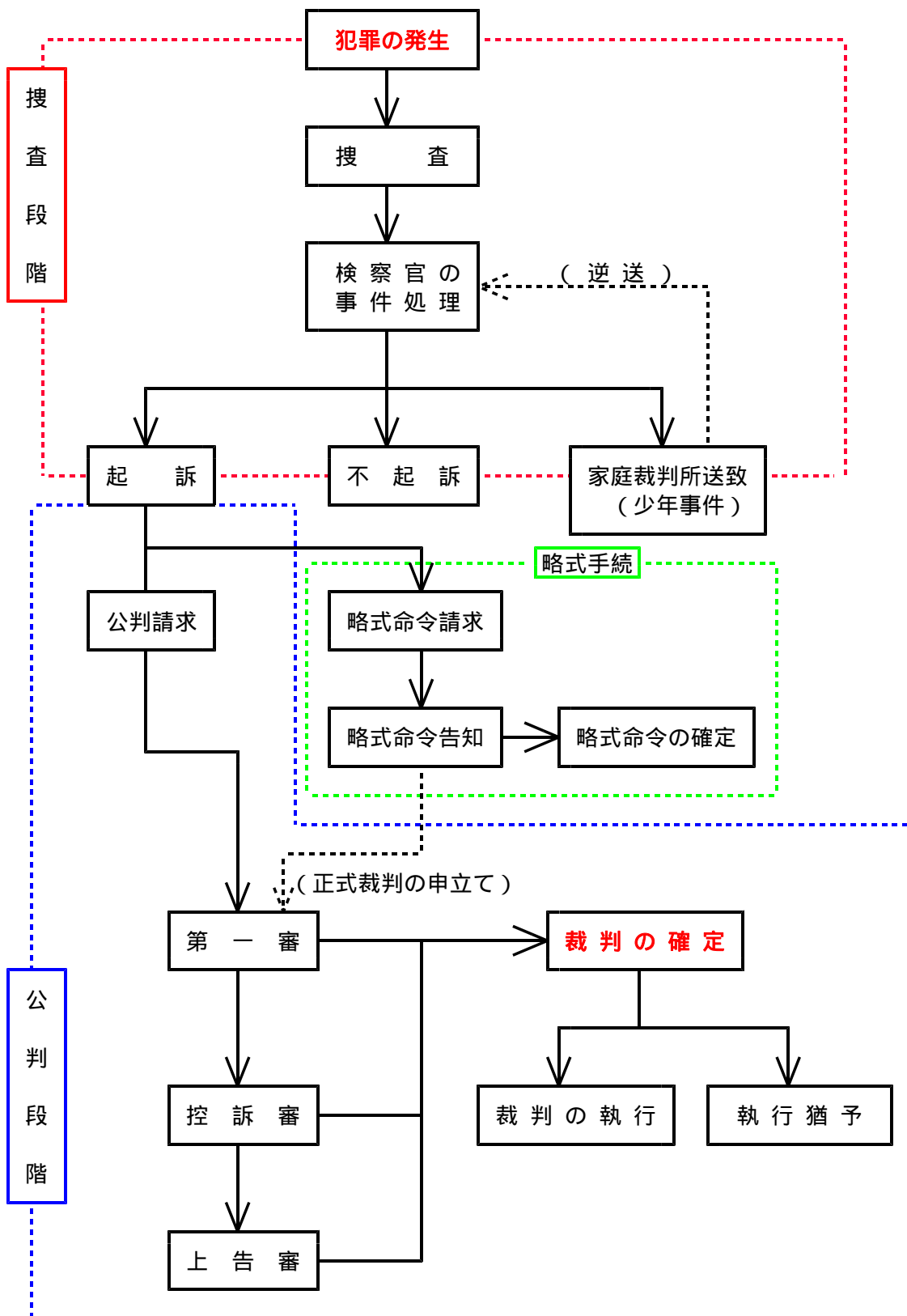
つまり、裁判員が参加する地方裁判所での「**第一審**」は、判決によって終了します。

検察官又は被告人側がこの判決に対して不服があれば、高等裁判所での裁判を求めて「**控訴**」を行うことができます。

高等裁判所では、裁判員制度対象事件であっても裁判官のみによる裁判が行われます。

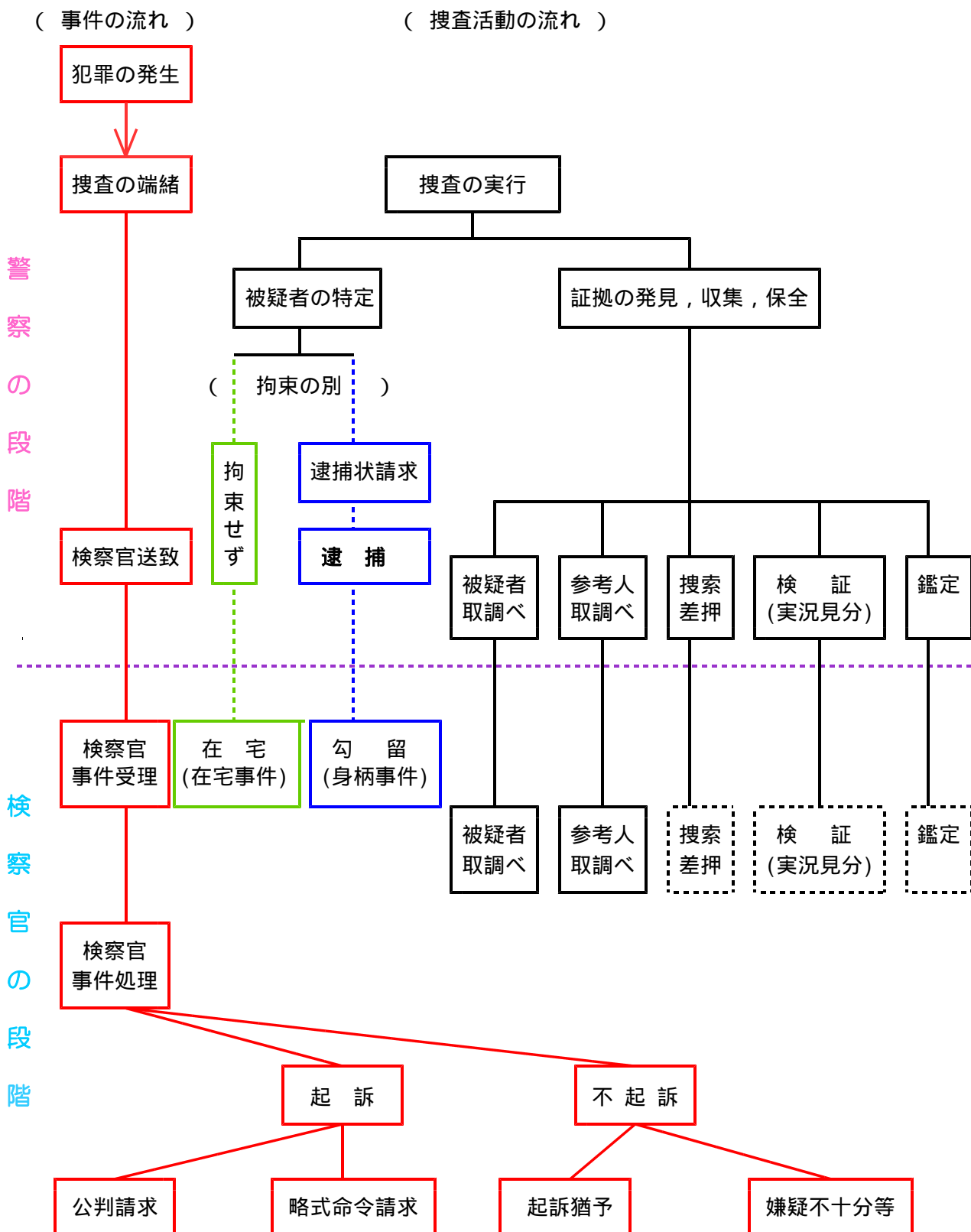
資料 1

刑事手続の流れ



資料 2

捜査手続の流れ



資料 4

公判手続の概要

